

手数料表（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 1. (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>最高 50 %</u> 2. (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>最高 50 %</u>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>最高 50 %</u>
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	
	手数料負担者は 求人者 とします。

手 数 料 表 (サーチ/スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>500,000 円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>最高 60 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。
届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途取り交わすものとなります。

返 金 規 程

- 第1条 求人者（以下、乙とする）は人材紹介会社（あおいコンサルタント株式会社 以下、甲とする）に対し、甲の紹介した求職者（以下、「求職者」という）と乙の間の雇用契約が、下記に定める期間内に、求職者の都合により退職または求職者の責めに帰すべき事由によって終了したときは、返金規定に基づき、紹介手数料の全部または一部の返金を求めることができる。
- 第2条 求職者が乙の責めに帰すべき事由によって退職した場合、または求職者の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合には、乙は甲に対し、紹介手数料の全部または一部の返金を求めることができないものとする。
- 第3条 乙は甲に対し、書面をもって、紹介手数料の返金を請求しなければならない。甲は乙に対し、書面による請求月の翌月末までに、相応の紹介手数料の全部または一部を返金するものとする。
- 第4条 乙との個別契約において、返金規定とは異なる取決めを行った場合には、個別契約を優先する。

返 金 内 容

入職日1箇月未満の退職 紹介手数料金の80%をご返金いたします。

入職日より1箇月以上3箇月未満の退職 紹介手数料の50%をご返金いたします。

入職日より3箇月以上6箇月未満の退職 紹介手数料の10%をご返金いたします。

入職日より6箇月を経過してからの退職 ご返金はありません。

なお、返金規定は基本契約書および個別契約により別の定めに変更する場合があります。

許可番号 ： 23-ユ-302506

事業所名称 ： あおいコンサルタント株式会社

事業所所在地： 愛知県名古屋市中区栄三丁目28番地21号

愛知建設業会館7階

代 表 者 ： 山本 昌幸
